

平成 2 7 年度

第 3 1 回 東陽地域審議会 会議録

平成 2 7 年 7 月 1 3 日作成

東陽地域審議会 会長 後村 新一

【日 時】 平成27年7月10日(金)
10時00分～11時50分

【場 所】 東陽支所2階大会議室

【出席者】 委 員 上原 陽子
委 員 奥村 英子
委 員 緒方 康代
委 員 澤村 修治
委 員 後村 新一
委 員 畑中 由美
委 員 古島 一男
委 員 村上 継道
委 員 村島 一信

【欠席者】 委 員 古田 美千子

八代市副市長 永原 辰秋

【事務局】 ●東陽支所

支所長 橋永 高德
地域振興課長 松岡 猛
地域振興課長補佐 葉山 克哉
地域振興課総務振興係長
岩田 剛
地域振興課主任 野口 和孝
農林水産政策課東陽農林水産地域事務所長
上村 英司
建設政策課東陽建設地域事務所長
本島 克介
健康福祉政策課東陽健康福祉地域事務所長
道永 幸枝

●主管課

企画振興部政策調整審議員
稲本 俊一
企画政策課長 宮川 武晴
企画政策課主幹兼課長補佐
田中 孝
企画政策課企画係長 草西 亮介
企画政策課主任 松永 智秋

市民活動政策課長 久木田 昌一
市民活動政策課副主幹兼住民自治推進係長
村上 修一
市民活動政策課主査 牛田 博之

1. 開 会 地域振興課長

2. 委嘱状交付 永原副市長

3. 挨拶 永原副市長

4. 出席者紹介（委員・事務局等）

5. 地域審議会の役割等について

（説明：企画政策課）【資料 1 - 1、1 - 1 補足資料、1 - 2、1 - 3】

※委員からの質疑は特に無し。

6. 正副会長の選出 会 長 後村 新一 委員
副会長 畑中 由美 委員

7. 議 題

■ 審議事項

（1）地域審議会の今後のあり方について

■ 報告事項

（1）コミュニティセンターの設置について

【議 事 録】

■ 審議事項

（1）地域審議会の今後のあり方について

（説明：企画政策課）【資料 2 - 1、2 - 2】

【発言要旨】

会 長：ただいま、説明がありました。「地域審議会の今後のあり方について」説明がありました。何かご意見、質問等ありましたら出してください。

委 員：新市建設計画の変更に関する事項が八代市総合計画へ引き継ぎとあるが、八代市総合計画へ引き継がれたことにより、地域審議会がどのようなかわりがあるのか、分かりにくい部分があったのでもう一度説明をお願いします。

事 務 局：八代市が新市になり八代市総合計画を策定しています。この策定は10年間の計画であります。この策定に関して、平成19年3月に各地域審議会において、合併協議会で策

定された新市建設計画を踏まえ、総合計画が策定されております。その際に、総合計画に新市建設計画の理念が引き継がれており、その内容については妥当であるとの事で、答申書を頂いています。地域審議会の役割については、資料にあります所掌事務の中で、新市建設計画に関するところを主にご審議やご意見を頂いてきたところであり、新市建設計画を議論いただくという事は、その内容について、八代市総合計画に引き継がれているという事になります。

委員：地域審議会の役割は、総合計画に移行することによって、無くなるという表現なのか。総合計画を審議する機関は他にあるのか。

事務局：無くなるという記載はないが、総合計画を審議する機関については、総合計画策定審議会があります。これには、各地域審議会の代表者にも入っていただいています。

会長：地域審議会を廃止とのことですが、廃止されることで住民の意見が反映されにくくなるという意見が出ているから、それに対応する色々な施策をするという事だか、八代市はかなり広い地域で周辺の意見が反映されないという事で地域審議会が設置されています。それで、色々な意見を吸い上げるために、住民アンケートの実施ということで、地域審議会が無くなっても行われるとのことですが、資料にある、各種計画の原案作成段階で住民の意向を把握するためにアンケート調査を実施とありますが、スーパー元気券は重要な施策では無かったのか、また、アンケートを実施する判断はどこで行うのか。

事務局：スーパー元気券については、地方創生の流れのひとつで、消費喚起という重要な施策であったと捉えています。その実施までのアンケートについては、その手法や販売方法などの公式なアンケートは実施していないと思いますが、幅広く使ってほしい、代理申請について柔軟性をという声が届いていたとありましたので、それに基づいた制度設計を行ったと思います。役所の業務は、幅広い分野があり、役割分担しながら実施しているので、具体的な説明は行えませんが、アンケートの実施については、それぞれの計画毎に、担当課が判断して実施しています。

会長：わかりました。他にありませんでしょうか。

委員：審議会に提案される審議内容は行政的なものだけ審議されていますが、住民から提案されるものや、これからまちづくりがどうあるべきか、よりよい暮らしはどうするべきかなど、生活が豊かになる基本的な事を、審議会から意見を求めたり、拾い上げたり、必要なもの必要でないものを求める場にしたい方がいいと思いますがいかがでしょうか。

事務局：委員が申されたとおりの事を受け止めるために審議会が

あります。役所としては、よりよい暮らしや少しでも豊かな暮らしができるようにという事を目指して、新市建設計画や総合計画を策定しています。その中で、審議会としていろいろな取り組みについて、意見や提案を頂きながら策定してきた経緯があります。これからも暮らしやすい八代市を目指して各部署でできる範囲で実施しているところです。先程、説明にありましたとおり、地域審議会では、意見を述べる事ができるとなっていますので、審議会で具体的に意見をまとめていただき、議題として、執行部の方に質問や意見を述べられることも可能だと思います。

会 長：他にご意見等がなければ、次の事項に移りたいと思います。

■ 報告事項

(1) コミュニティセンターの設置について

(説明：市民活動政策課)【資料3】

【発言要旨】

- 会 長：説明がありましたが、何かご意見ご質問ありましたらお願いします。
- 委 員：コミュニティセンターのイメージ図があり、1施設に原則3名体制で行うとなっていますが、将来的にも市の職員が2名で地域協議会職員が1名体制で行っていくのか。あるいは、将来的に地域協議会職員を3名になるのか。
- 事 務 局：将来的には、指定管理者を地域協議会が受けることを考えています。指定管理者になった場合、施設の管理運営を行うこととなりますので、地域協議会で3名雇用していただくこととなります。
- 委 員：補助員の業務について、地域協議会の職員の業務と重複している部分があるので、必要ないのではないのでしょうか。
- 事 務 局：施設の管理を行う中で、東陽公民館でも課題が出ています。現在の公民館は2名体制ですが、市職員ですので業務内容では現場に出たり、あるいは休暇を取ったりします。その他、施設の清掃等行いますので、事務所に誰もいない時間が発生する時があります。場合によっては、2名共におらず、公民館を施錠する時もあります。したがって、施設をしっかりと管理運営する場合には3名体制が望ましいと考えます。
- 委 員：補助員は事務的な事をするので、地域協議会職員として、協議会から2名を雇用することはできないのか。
- 事 務 局：後期計画を作成した時点では、協議会より2名として提案いたしました。しかし、各協議会へ説明した際に、ほとんどの協議会から、2名も雇えない、責任が重い等の意見を受けましたので、資料のような体制となっています。場合によっては、平成29年度から協議会で2名雇用しても

良いというところがありましたら、実施させていただきたいと思います。

- 会 長：公民館は社会教育施設として建築し、使用が制限されているとのことですが、コミュニティセンターに移行する場合、建築の制約の年度や起債償還などの条件は達成されているのでしょうか。また、すぐ移行しても支障はないのか。
- 事 務 局：建物に関しては制約等ありません。公民館は社会教育法に基づき位置付されていて、文化教育等に専ら使用するという事で制約されています。例えば、公民館で販売や営利活動はできません。ですから、コミュニティセンターに移行することにより、使用できる範囲を広げ利用しやすくしたものです。また、移行に関しては、文科省へ報告するだけです。
- 会 長：資料では、維持管理について主に記載されていますが、社会教育事業についてはどうなりますか。
- 事 務 局：原則的に移行後も引き継ぎます。公民館主事は引上げ、現地には居ませんが、今後は、複数地域を担当する公民館主事が引き継いで実施していくこととなります。
- 副 会 長：コミュニティセンターに変わること、今行っているもの以外に新たに計画されている事はあるのか。あるいは、今のまま変わらないのか。
- 事 務 局：基本的には変わりません。逆に、利用が増えると考えています。社会教育施設をそのまま移行しながら、施設の利用の拡大を図りますので、よりメリットが大きくなると思います。例えば、公民館では企業が利用できませんが、条例を変更することにより、利用ができるようになります。
- 副 会 長：氷川町の図書館が新しくなり振興局との複合施設になってみなさん活気付けると聞いたことがあります。東陽の場合も、施設名称が変わる機会に、今まで利用できなかった方やご存じない方に施設の利用について周知していただきたい。
- 事 務 局：7月28日（火）午後7時から定住センターにおいて、まちづくり協議会主催で住民説明会を行う予定です。この中で、意見がありました事も含めて説明を行いたいと思います。また、今後、地域協議会に事務委託を行うことを考えていますので、協議会の色々な取組の中で、利用の方法について市のアドバイスを含めながら、広げていくことは可能だと思います。
- 会 長：他にありませんでしょうか。無いようであればその他ということで、事務局よりお願いします。

8. その他 事務局より、今年度の開催予定について説明。

第32回地域審議会を10月、第33回地域審議会を1月に予定、また、正副会長会議を9月と12月に予定

【発言要旨】

- 会 長：それでは、委員の皆様から、本日の会議全体を通してでもよろしいですし、地域課題等についてご意見がありましたら出していただきたいと思います。
- 会 長：地域審議会の設置に関する事項の中で情報提供に関する事項がありますので、東陽地域の情報提供も含めてスーパー元気券の東陽の状況について、参考と言いますか考えてもらいたい事がありますのでご報告したいと思います。私が7月6日（月）に購入できたという事で、8時15分頃支所に行きました。入口には数名の方がおられ、足の悪い方や、免許を持たない方が、乗合タクシーやバスの他、一般のタクシーで来られていた方もいました。玄関に行くとな就業開始前なのに完売しましたと張り紙がしてあり、販売は9時からですので、おかしいと思いました。それで、地域の方に言われたのですが、私が市政協力員であるので、どうなっているのか、次はどうなるのか、尋ねてくれとのことでしたので、この機会を利用してお尋ねしています。聞いたところによると、東陽で購入できた世帯は4世帯だったそうです。それで言われた方が、私は市税を滞納したこともないのに、なぜ差別を受けなければならないのか。と言われました。購入できた方は、元気で前日の晩から並ぶ事ができる、しかし、高齢者はそういう体力もない、だから、乗合タクシー等で販売開始前に来たけど、手に入らなかったという事です。買えなかった人がなぜ買えなかったのか、それと、買う場合には、どれだけ購入したいのかを含めてアンケートを実施してほしいという事です。先程もありました通り行政サービスに差別があってはならないと思います。市の人権政策課では差別を無くそうと頑張っておられます。行政は差別があったという事を心にとどめて、今後の対応をしてもらいたい。事務局から何かありましたらお願いします。
- 事務局：支所での販売の方法について、ご説明ご報告します。支所の販売につきましては、当初から7月6日（月）午前9時に販売開始し先着順、配布枚数は1,000冊ということで決定していました。4日（土）の混乱の状況を受け、各支所の販売担当の課長、それと日奈久南部市民センター所長が、5日（日）の午後1時30分に元気券販売本部に呼ばれました。本部に行った時点の状況では、すでに市のホームページで支所での販売について情報が提示されていました。また、市役所の入り口にも同様の内容が掲示されていました。そして、午後1時30分の時点で千丁支所、

鏡支所、南部市民センターには元気券を求める方の行列ができていた状況でした。午後3時に永原副市長をトップとして、経済文化交流部の部次長、担当課で6日の販売について協議を行いました。その中で、すべての販売所で同じ取り扱いをしてくれとのことでした。各支所において、かなりの人が並ばれるだろう、また、通常業務も支障なく行わなければならないので、決まった事が、整理券を7時45分から配布し、整理券を配布する時に購入希望冊数を確認する中で、並んでいる方で買えない方についてはお帰りいただき、販売時間については9時からとのことでした。それで、実際これをどうお知らせするかということで、八代市全体に同じようにお知らせするという事は困難ですので、支所は防災行政無線で連絡はできるが、全市的にはできないとことでホームページやFMやつしろでしかお知らせする方法がないというところで、会議の方に入っています。それと、各販売場所に整理券配布時間と販売時間について張り紙を行うようにということで統一して実施を行いました。

会 長：支所の配分というのは、交通弱者とか高齢者がバスで本庁まで行かなくてもいいように、各支所に配分されたと思います。これは、遠方の人でも買いやすいようにされたなと思いました。しかし、結果として東陽では、4世帯の方しか購入できなかったということです。それで、先程も言ったように、これは、行政サービスだから不公平があってはならないということです。今後の対応としては、追加販売も含めて、買えなかった人はなぜ買えなかったのか、買う場合には、どれだけ購入したいのかを含めてアンケートを実施してほしいという事を要望として伝えておきたいと思います。

9. 閉 会 地域振興課長

【公開状況】 公 開

【傍聴者数】 0名

【所 管 課】 東陽支所地域振興課振興係（内線6114）